

TAINS

Tax Accountant Information Network System

SERIES TAINS 解体新書

収益計上時期／契約内容・取引の実態が争点となった事例



小菅 貴子〔本郷〕

はじめに

法人税法上、ある収益をどの事業年度に計上すべきかは、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従うべきであり、これによれば、収益は、その実現があった時、すなわち、その収入すべき権利が確定したときの属する年度の益金に計上すべき〔最高裁平成5年11月25日〕と判示されています。

「収入すべき権利が確定したとき」は、契約書や取引の実態などにより判断されますが、今回は、収益計上時期が争われた事例のうち、契約内容や取引の実態が争点となった事例をご紹介します。

I 取引の形態が、買戻条件付販売であるとされた事例

平5. 10. 29公表裁判
(J46-3-11) (全部取消し※)
(※審判所が計算した所得金額が修正申告の額に満たないため)

1. 事案の概要

本件は、出版業を営む請求人の収益計上時期が争われた事例です。

請求人は、取次店に対する出版物の取引は委託契約であると主張しました。

2. 審判所の判断

出版業において、通常、委託取引と呼ばれる取引は、出版社が取次店に対して見込み数量による出版物を送付し、取次店は自己の都合により、何割かの代金を支払い、その後、逐次売却した代金の支払いとともに売れ残り品を返品することにより、それに相当する金額を買掛金(出版社の売掛金)から差引くという特約のある売買取引であり、出版物という商品の特殊性から返品の条件がついているものの、その本質は、一般の棚卸資産の販売と異なる

るところはないと認められる。

当審判所の調査によれば、請求人がA販売及びB販売と締結した約定書等には、委託販売に関する項目は記載されていない。

A販売及びB販売が、請求人との取引を返本特約付きの売買(請求人からみれば買戻し条件付きの売買)であると認識していること、また、両社以外の売上先との取引も、出版業界において、通常、委託取引と呼ばれている取引と異なることは認められないことから、請求人と本件売上先の間における商品に係る取引は、買戻し条件付きの売買とみるのが相当である。

II 取引の実体が物品の売買であるとされた事例

平21. 8. 19非公開裁判
(F0-2-358) (棄却・一部取消し・却下)

1. 事案の概要

本件は、建設業を営む請求人が寺院工事の元請業者から受注した業務のうち、彫刻や飾金物等の指定品の納入業務の収益計上時期が争われた事例です。

請求人は寺院工事全体の中での工事請負であると主張しました。

他の争点については、省略しました。

2. 審判所の判断

本件取引をみると、①元請業者からの注文書ごとに個々の対価の額及び納期が定められていること、②納品した個々の指定品については、元請業者の検収を受け、納品書及び請求書を発行し、毎月分の代金を受領していること等が認められ、したがって、いずれも指定品の納入業務が個別に契約されたものと認められ、収益はそれらの契約ごとにそれぞれ認識すべきである。

本件取引の各契約の内容は、①請求人が指定品を指定製作者から仕入

れ、元請業者に販売するものであること、②納入し検査の終わった指定品の所有権は元請業者に移転すること、③指定品の取付工事は元請業者が行うこととされているものであることが認められ、また、請求人が取付工事を行ったとする証拠もない。

そうすると、各取引は注文書及び請求書という形態をとっているが、その取引の実体はいずれも物品の売買と認められ、元請業者の検査完了・引渡しの確認を了した時点において、個々の目的物の販売ごとに請求人が受領すべき代金の債権が確定し、収益の実現があったものと認められる。

III 収入の原因となる権利が期間の経過により確定するとされた事例

平24. 8. 15最高裁(Z262-12021)(上告不受理)
平23. 3. 30東京高裁(Z261-11657)(棄却)
平22. 4. 28東京地裁(Z260-11431)(棄却)

1. 事案の概要

本件は、有料老人ホームの入居一時金の収益計上時期が争われた事例です。

控訴人は入居一時金のうち、中途終了返済条項(入居契約が入居日から5年以内に終了した場合、入居金の一部を返金する旨の条項)の適用がある部分は、益金の範囲に含まれないと主張しました。

他の争点については、省略しました。

2. 裁判所の判断

本件終身入居契約は、入居者に対し、施設入所前に、終身入居金を支払うことを義務づけており、控訴人は、施設の利用及び各種サービスの提供を行う前に、本件終身入居金を取得する上、控訴人は施設の利用及び各種サー

ビスなどの役務を終身にわたり提供することを義務づけられる契約内容となっているため、本件終身入居金がこの提供されるべき役務全体に対する対価であると仮定しても、入居者の死亡等による契約終了前には、契約上役務提供を義務づけられる全期間を把握して役務提供の期間に応じた対価の額を適正に確定させることは不可能である。

そして、控訴人が本件終身入居金額算出の前提としたとする想定入居期間の経過前に契約が終了した場合であっても、短期解約返済条項の適用があるときを除き、中途終了返済条項の定める額以外の額は、控訴人が契約上その返還義務を負うものではない等、終身入居契約において、想定入居期間が、同契約に係る権利の発生とその内容を左右する旨を定める条項は存在しない。

本件終身入居金は、一定期間の役務の提供ごとに、それと具体的な対応関係をもって発生する対価からなるものではなく、上記役務を終身にわたって受け得る地位に対応する対価であり、いわば賃貸借契約における返還を要しない保証金等に類するというべきであり、このような終身入居金に係る権利の特質に照らせば、その収入の原因となる権利は、期間の経過により、その返還を要しないことが確定した額ごとに、その返還を要しないことが確定した時に実現し、権利として確定するものと解するのが相当である。

おわりに

今回ご紹介した事例は、特殊な事例ですが、契約内容などについて判断された部分は参考になるとと思います。

TAINSで検索する場合のキーワードは、「収益計上時期」です。

収録内容に関するお問い合わせは
データベース編集室へ
TEL 03(5496)1416

資金繰りでご相談があるんですが...

売上は順調に伸びている。もっと利益を出すためには、どうすればよいでしょう。

経営戦略を助けてくれる、いい業務パッケージはありませんか。

新規出店を計画している。大丈夫でしょうか。

来期の見通しが立たない。打開策はあるでしょうか。

経営提案できる会計事務所へ。
MJSは強力プロフェッショナルツールACELINK NX-Proと顧問先業務システムとの連携で全面支援。

顧問先の自計化を効果的に推進するとともに、PDCAサイクルに沿った経営マネジメントが可能に。
顧問先視点からの、真に実効性ある経営戦略提案を実現します。

事業所・企業規模に合わせたラインアップ。MJSの顧問先向け業務パッケージ

小規模事業者 → 中小企業

顧問先 表計算入力 → 出納帳
「表計算出納帳」を会計事務所で作成! 顧問先で入力

かんたん 法人会計 ACELINK NX-CE
(顧問先へ導入いただくことで、ACELINK NX-Proの実力を最大限に活かれます)

経営のなにかにつけて、顧問先が頼りにするのは会計事務所です。

MJSイメージキャラクター 菊川 伶

提案型会計事務所へ、MJSがバックアップ!

会計事務所向けERPシステム

ACELINK NX-Pro

詳しくは今すぐ
ACELINK NX-Pro

●ACELINK NX-Pro、ACELINK NX記憶くん、iCompass NX、MJSLINK NX-I、ミロクのかんたん! 法人会計、ACELINK NX-CEは株式会社ミロク情報サービスの商標又は登録商標です。

— 地域密着型全国ネットワークで最適な承継先を推薦! —
MJSの会計事務所 事業承継支援サービス

ご相談から、承継先の紹介、承継対価の算定、契約書の作成、承継完了まで誠心誠意ご支援します。
MJS会計事務所承継支援室に、ぜひご相談ください。

フリーダイヤル ☎0120-369-144 (平日9:00~17:30)
フリーファックス ☎0120-369-667

当社ホームページに「ご相談シート」を用意しております。 <http://www.mjs.co.jp/account/shoukei/>